

## 伊豆の国市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年2月20日

伊豆の国市長 山下 正行



### 記

#### 1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	区域名	大字	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の 存続期間
1	菰山南	中	6.3282ha	15名	34筆	R8.4.1～R11.3.31

#### 2 縦覧場所

伊豆の国市農林課

伊豆の国市のホームページ

(<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/shinrin/sinrinkeieikanriseido.html>)

3 本公告により、伊豆の国市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上